

今後の論点について（案）

1. 現状認識

- ・アクションプランにおいて、今後 10 年間で 12 兆円規模に及ぶ事業の重点的な推進とともに、新たに示された類型ごとの事業規模及びその推進のための具体的取組が示されたところ。
- ・ P F I 事業全体の取組を推進するため、事業の円滑化・迅速化に資するための手続きの簡易化・柔軟化の検討を行うべく、PFI 推進委員会の下に手続き簡易化 WG が設置されたところ。

2. 想定される論点（たたき台）

- (1) 手続き簡易化・柔軟化については、震災復興 WG の検討結果を基本として進めることでよいか。
- ・ 庁舎のような施設整備型事業を検討の前提とする点
 - ・ 以下 7 つの項目に関する検討結果を前提とする点
 - ① 導入可能性調査における V F M 算定の簡易化
 - ② 質問回答手続の簡略化
 - ③ 既存の設計書の活用
 - ④ 審査委員会付議事項の見直し
 - ⑤ 業務要求水準書（案）作成の省略
 - ⑥ 落札者選定基準の評価項目の簡易化
 - ⑦ 公表資料に係るひな型や標準例の活用
- (2) 手続き簡易化・柔軟化の対象となる事業類型や施設をどの程度まで広げて検討するのがよいか。
- (3) 手続きに時間がかかるという問題と手続きが複雑（わかりにくい）という問題があるが、それぞれの対応策を整理して検討

する必要があるのではないか。

- ・現状の手続きから削減するというアプローチではなく、本来どうあるべきかという原点から考え、「現状より早く」ではなく「直営より早く」の確保を目標とすべきではないか。

(4) 震災復興 WG における検討結果に加え、新たに検討すべき論点があるのではないか。

- ・施設の整備計画策定時点において PFI 手法も含む調達手法を予め検討することにより、VFM 算定を別途行うことなく手続き期間を短縮することが可能なのではないか。
- ・実施方針の内容変更が想定されない事業であれば、特定事業選定の手続きを実施方針公表と同時に行うことができるのではないか。
- ・特定事業選定の手続きと実施方針公表を同時に行うことで省略される質問回答・意見招請の代わりに、競争的対話の実施により得られた知見を事業内容に反映することはできないか。
- ・民間事業者の能力が活用できるという判断ができれば、特定事業の選定の段階での VFM 算出を省略してもよいのではないか。
- ・PFI 事業を行う際の全体のボリュームを圧縮して労力を低減する努力をすべく、契約締結後の簡易化も検討すべきではないか。
- ・発注業務だけではなく、応募者の負担軽減にも資する手続き簡易化についても検討すべきではないか。
- ・バンドリングによる施設整備のメリットを具体的に示す必要があるのではないか。

(5) PFI 事業未実施団体にとって、手続き簡易化・柔軟化のニーズがどこにあるのかを明確にすべきではないか。

(6) 手続き簡易化・柔軟化の周知方法としてどのようなものを想定するのか。例えば、ガイドラインの見直しや、手続き簡易化・柔軟化マニュアルをガイドラインに紐付ける形で公表する形も考えられるのではないか。

(7) WG における対応策の公表にあたっては、複数の公共団体の意見を聴取し、実際の適用事例の公表等も視野に入れて、実用性・汎用性を担保すべきではないか。

(8) 第 32 回 PFI 推進委員会で提示した「主な論点（たたき台）」

○これまで、PFI 事業については相応の事業実績が積み重ねられてきた一方、PFI 導入に当たっての課題として事務量や所要時間が指摘されており、PFI 事業を推進する観点から、対象施設や事業方式に応じ、手続きの簡易化や柔軟化について検討すべきではないか。

○その際、PFI による震災復興を促進する観点から、一定類型の事業における手続きの簡易化について検討していただいた WG での議論を踏まえることが有効ではないか。

3. 地方公共団体へのヒアリング結果まとめ

① 導入可能性調査における VFM 算定の簡易化

- ・施設の整備計画策定時点において PFI 手法も含む調達手法を検討することにより、VFM 算定を別途行うことなく手続き期間を短縮することが可能。
- ・対象となる施設の整備計画策定に伴う検討委員会開催の際に、従来の公共調達手法、PFI 手法等の合計 7 手法について、概算事業費及び VFM の算出、定性面の比較を行い、最適な事業手法を分析し、PFI 手法が最適な整備手法である点を整備計画策定

時に結論づけしている。

- ・整備計画決定後に事業部局に簡易化 VFM の算出等を含む調書を作成させている。既に整備計画検討の際に PFI 以外の調達手法を念頭に置いている部局もあり、調書の作業が後付けになるケースもある。
- ・PFI 手法の導入のためには議会等外部への説明が必要であるため、実施方針公表前の VFM 算定を省略することはできない。
- ・VFM の有無だけで PFI を活用するわけではないので、PFI でやると総事業費が必ず高くなるという立証がない限りは PFI の検討を進めればよいのではないかと。

② 質問回答手続の簡略化

- ・入札公告前の質問回答をしっかりと行い、後々の協議の土台を予め官民で共有した方が結果的にスムーズに PFI の手続きを行える。
- ・実施方針や要求水準書（案）に発注者側の意向を書ききれず、事業者決定後の協議において、質問回答手続きで対応していたことでさえ、市の意向が全く伝わっていなかったことがあった。

④ 審査委員会付議事項の見直し

- ・PFI でない総合評価方式であっても審査委員会の開催は必要であり、開催回数や業務量はあまり変わらない。

⑦ 公表資料に係るひな型や標準例の活用

- ・他自治体における同事業の前例は、PFI 事業をやってみて、参考にはなるが、施設の考え方が異なればひな型として使えないということがようやくわかってきた。
- ・ひな型については、施設の新設 PFI についてはいいかもしれないが、従来手法からの切り替えとして PFI を活用する場合には、

ひな型の汎用には抵抗感があるかもしれない。

- ・ ひな形や事例紹介等、PFI 推進室のアニュアルレポートのようなものがあれば助かる。

○その他手続簡易化に関する地方公共団体からの意見

<特定事業選定手続きの省略>

- ・ PPP 事業の実施に際して、PFI 手続きに準ずる手続きをとったものがあるが、PFI 手続きと比較して省略した部分は、「特定事業の選定」手続き。実施方針公表とダブリ感があったため。
- ・ 特定事業選定の手続きは簡素化できるのではないか。実施方針公表後に内容変更のないようなものであれば、庁内の決裁等の手続きは省略でき、省力化、時間短縮を図れる。

<スケジュールの短縮化>

- ・ まず、基本構想上の大まかなスケジュールを決めて議会のスケジュール組み、その中に PFI 手続きをはめ込んでいる。1-2 か月早く PFI の手続きを終わらせるよりも、議会軽視と言われないうように説明責任を果たすことが重要。

<補助金・交付金のスケジュールとの整合性>

- ・ PFI のスケジュールは補助金・交付金をもらうためのスケジュールと合わない場合がある。例えば、交付金制度で実施方針（計画）→建設→引き渡しを特定の年数の計画期間の中で完了しなければ交付対象にならないものがあるが、本交付金を前提とした建替え計画が決定している中で、PFI 手法のスケジュールが要件に合うかの確証が持てないケースがあった。

<要望>

- ・ 個別施設を PFI で検討したいというニーズはあるので、PFI 導入スケジュールを市の長期計画にうまくはめこむにはどうしたらいいかという視点で簡易化・柔軟化を考えてほしい。
- ・ 地方公共団体のネットワークがあれば、情報を得やすい。PFI に関心のある団体が集まる会議を定期的を開催するなどすれば PFI 手法導入促進の効果があるのではないか。